

西肥自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（第2回）

1. 日 時

平成28年2月16日（火） 10時30分～12時00分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長代理）、
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：小林旅客課バス事業活性化調整官ほか
事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

○ 自動車局から西肥自動車(株)からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可に関し、前回審議時に次回審議時に説明・回答することとされた事項（①西肥自動車(株)が過去に実施した私的整理の内容及びこれによる経営への影響、②西肥自動車(株)がこれまでに実施した需要喚起策、③西肥自動車(株)の運転士の年齢構成と健康管理の取組、④地域公共交通確保維持事業における事業者のインセンティブを引き出す工夫等）について、

①過去において、主に人件費削減や、関係会社の整理・統合、不採算事業からの撤退等を実施してきたが、それでも借入金圧縮には時間を要する状況であったため、平成20年に私的整理として、債務免除、債務の株式化、借入金返済方法変更といった金融支援等を受けたところ。直近3ヵ年では当期利益も順調に推移している。

②バス車内に幼稚園児が描いた絵を掲出する「ギャラリーバス」や、七夕・クリスマスの時期に、従業員による車内装飾を施した「デコレーションバス」を運行している。また、観光客の利便性向上策として、平成25年に観光客の玄関口となる佐世保バスセンターのリニューアルを行い、行先案内・路線図等を多言語対応したほか、行き先のナンバリング化を平成26年から行っている。

③西肥自動車(株)全運転士の平均年齢は、51.8歳である。健康管理については、予防検診における有所見者への再検の指導や、会社在籍の保

健師による営業所巡回、3年に1回のSAS検査、産業医による面談等を実施している。

④地域公共交通確保維持事業については、事前内定制度を採っており、事前内定後の経常費用・収益の事後的増減は、事業者の経営努力に起因することとなるため、改善のインセンティブを引き出すこととなる。等の回答を得た。

○ 自動車局は、西肥自動車(株)から申請された変更上限運賃に対する国土交通省の査定内容（①生産性、②事業収支見込み等）を説明した。

○ 運輸審議会委員からは、
①不採算事業からの撤退や不動産の売却の具体例
②査定内容に対する会社の受け止め
等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

①リゾートホテルの売却・撤退や一部株式の売却等である。
②会社としては申請どおり認可されるか否かが重要であり、個別の査定内容は把握できない。
等の回答を得た。

○ 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。